

室蘭市オープンデータ推進基本方針

令和元年7月1日決裁

1. 目的

この基本方針は、本市が保有する情報をオープンデータ^{*1}として市民（法人その他団体を含む。）に公開することにより、市政の透明性及び信頼性を向上させるとともに、当該データの利活用を促進し、市民参加及び官民協働による諸課題の解決に資することを目的とする。

本市の施策上必要とする場合にあっては、法人その他団体等が保有する情報であっても、当該情報を本市が公開し、さらなる諸課題の解決を目指すこととする。

本方針は、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議が発出する「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日）に準じたものとする。

2. オープンデータの定義

本市における「オープンデータ」とは、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをいう。

- (1) 営利又は非営利目的にかかわらず、二次利用（容易に加工、編集、再配布等ができることをいう。）を可能としたルールが適用されたもの
- (2) 機械判読（コンピュータプログラムが自動的に加工、編集等ができることをいう。）に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

3. オープンデータ公開に関する基本原則

本市の保有する情報は市民のものであると考え、以下の点に留意し、原則全ての情報をオープンデータとして積極的に公開する。

- (1) 情報公開制度により公開可能な情報は、原則全てオープンデータとして公開すること。
- (2) 法令、条例等による制約があるもの、個人情報（個人情報保護法による「匿名加工情報」を除く。）を含むもの、特段の理由があるもの以外は公開することとし、非公開情報については、公開できない理由を明確にすること。
- (3) 可能な限り二次利用かつ機械判読が可能な形式で公開すること。
- (4) 公開用データの作成又は更新による作業負荷が職員に可能な限り生じないように、保有しているデータをそのまま公開すること。ただし、そのままでは公開できない場合（データ項目等の加工を要する場合等）は、職員の作業負荷を最小限に抑える方法によること。
- (5) 新たに作成するデータは、可能な限りオープンデータを前提とした二次利用かつ機械判読に適したデータ形式で作成し、公開すること。

(6) データに更新等があった場合は、可能な限り速やかに最新のデータに更新すること。

4. データのライセンス

4-1. 本市が公開するオープンデータは、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス^{※1}の下に公開する。

4-2. 表示するライセンスは、原則として「CC BY」^{※2}又はCC 0 1.0 ライセンスの下に「CC 0」^{※3}の表示で公開する。

4-3. 本市の「CC BY」ライセンスを表示し公開しているデータを利用する場合における出典表示は、以下の例のとおりとする。(※ 「」内は、利用するデータに応じ、適宜入力すること。)

(1) データを改変せずに利用する場合

例 1) 室蘭市、CC BY 4.0

例 2) 「データ名」、室蘭市、CC BY 4.0、「当該ページの URL」、「利用年月日」 等

(2) データを改変して利用する場合

例 1) 「データ名」、室蘭市、「当該ページの URL」を加工して作成

例 2) 「データ名」、室蘭市、CC BY 4.0、「当該ページの URL」を基に「作成者名」が作成 等

5. 推進体制

オープンデータの推進は全庁で取り組むものとし、オープンデータの管理及び庁内でのデータ公開の促進はCIO（副市長）及びICT推進委員会の下、電算主管課が行うものとする。

6. 方針の見直し

本方針は、国内外の情勢、技術の進展等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

※1. 「クリエイティブ・コモンズ」とは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称である。

「CC ライセンス」とは、インターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツールであり、CC ライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができる。

(引用元 : クリエイティブ・コモンズ・ジャパンホームページ)

※2. 「CC BY」とは、原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）を表示することを主な条件とした上で、改変や営利目的での二次利用が許可される最も自由度の高いCCライセンスである。

（引用元：クリエイティブ・コモンズ・ジャパンホームページ）

※3. 「CC 0」とは、科学者、教育関係者、アーティストその他の著作権保護コンテンツの作者・所有者が、著作権による利益を放棄し、作品を完全に著作権が消滅した状態（パブリック・ドメイン）であるとみなすことができるものであり、当該作品を利用する者は、著作権による制限を受けずに自由に機能を追加し、拡張し、又は再利用することができるようになる。

（引用元：クリエイティブ・コモンズ・ジャパンホームページ）

本方針は、CC 0 1.0 ライセンスの下に公開する。

